

## 31 不妊治療支援対策の充実について

### 《提案・要望の内容》

- 不妊患者を対象とした不妊治療の保険診療適用を拡大すること。
- 特定不妊治療費の助成額を増額すること。
- 特定不妊治療費助成事業における所得制限を緩和すること。

※子どもを望んでいても子どもに恵まれない夫婦は10組に1組ともいわれており、不妊治療を受ける夫婦が年々増加している。一般不妊治療のうち人工授精については、保険診療の適用外となっており、1回あたりの自己負担額は高額とはいえないものの治療全体に係る経済的負担は大きい。

※特定不妊治療については、保険適用外である上自己負担額が高額であり、経済的な理由から、十分な治療を受けることができず、子どもをあきらめるざるを得ない場合も多くある現状にある。

※所得制限；夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満

### <参考>

#### 1 主な不妊治療法とその費用

方 法	一般不妊治療			高度生殖補助医療（ART）	
	タイミング指導	排卵誘発	人工授精	外受精・胚移植	顕微受精
治療の概要	基礎体温を基に、妊娠しやすい時期を指導する。	排卵誘発剤を投与（内服・注射）し、排卵を誘発する。	排卵日（又は直前）に人工的に精子を子宮内に注入する。	巣から卵子を取り出し、体外で精と受精させ、受精卵を子宮に戻す。	顕微鏡下で、卵子の周りの透明体を破り、ひとつの精子を直接注入して受精させ、受精卵を子宮内に戻す。
保険適用	あり	あり	なし	なし	なし
備 考			自己負担額 6千円～2万円	自己負担額 15～65万円	自己負担額 約20～85円

特定不妊治療（助成対象）

#### 2 一般不妊治療（人工授精）に係る単県補助制度

健康保険が適用されない人工授精に要した経費のうち、自己負担額の1/2を、1年度当たり10万円まで、通算2年度まで助成。

## 32 子宮頸がんワクチン等の定期接種化と財政支援について

### 《提案・要望の内容》

#### ○子宮頸がんワクチン等の定期接種化について

予防接種法で定められている定期接種に、子宮頸がん予防のための「子宮頸がん予防ワクチン」、死亡や後遺症の残る可能性がある髄膜炎等の予防のための「ヒブワクチン」及び「小児用肺炎球菌ワクチン」、高齢者の肺炎防止等のための「肺炎球菌（23価）ワクチン」を定期予防接種の対象に追加すること。

#### ○予防接種費用に対する国の財政措置

すべての住民が地域間格差なく予防接種を受けることができるよう財政支援をすること。

※定期の予防接種については、予防接種を受けた者等から実費を徴収することが可能となっているが、実態として、実施主体である市町村が公費負担をしているという現状にある。（経済的理由により実費徴収が困難な費用については地方交付税措置が講じられている。）

また、法に基づかない予防接種に係る費用は、原則接種者等の負担となるが、市町村が独自に補助制度を設けている場合も多い。（子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、平成22年度から2年間限定で助成制度（国1/2市町村1/2）が設けられている。）

#### ○効率的なワクチン接種の実施方法の推進について

効率的なワクチン接種が可能となるよう、混合ワクチンの開発促進を要望するとともに、現在医師の判断で可能となっている同時接種の取扱いを明確化し、運用しやすくなるよう要望する。

※今後、ヒブや肺炎球菌など乳幼児を対象としたワクチンの定期接種化が進めば、限られた期間内で様々なワクチンを複数回、必要な接種間隔を空けて、接種しなければならなくなり、被接種者の接種スケジュールの管理が難しくなることが予想される。

### <参考>

#### 【子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進事業について】

○対象ワクチン：子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン（7価）

○負担割合：国1/2・市町村1/2（※国1/2相当は県に基金造成）

○実施期間：平成22年11月26日（国補正予算成立日）～平成23年度末まで

○実施主体：市町村

※鳥取県では、県内すべての市町村で無料接種が可能となっている。

#### 【国の動き】

現在、厚生労働省に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が設置され、以下のような事項を中心に議論がなされ、予防接種制度全般の見直しの検討が行われているところ。

- ・ 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方
- ・ 予防接種事業の適正な実施の確保
- ・ 予防接種に関する情報提供のあり方
- ・ 接種費用の負担のあり方
- ・ 予防接種に関する評価・検討組織のあり方
- ・ ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方

(参考) 予防接種について

現在、我が国で行われている予防接種は、予防接種法（以下「法」という。）に基づき、行政の関与の下で実施される定期予防接種と、法に基づかない予防接種に大別される。

定期予防接種は、実施主体である市町村が接種体制を確保するとともに、予防接種の積極的な接種勧奨（ジフテリア等の一類疾病に限る。）や、制度の周知及び正確な情報提供等を行うこととされ、また、法による健康被害救済制度の確保がなされている。

<0歳から1歳半までに実施する主なワクチンとそのスケジュール>

	2 ヶ 月	3 ヶ 月	4 ヶ 月	5 ヶ 月	6 ヶ 月	7 ヶ 月	8 ヶ 月	9 ヶ 月	...	1 歳	1 歳 半
<b>ジフテリア・百日せき・破傷風</b> 【接種開始：生後3月から】		① 20日から56日まで	② 20日から56日まで	③	6月以上					④	
<b>ポリオ</b> 【接種開始：生後3月から】		①	② 41日以上								
<b>麻しん・風しん</b> 【接種開始：生後12月から】										①	
<b>BCG</b> 【接種開始：生後3月から】		①									
<b>小児用肺炎球菌</b> 【接種開始：生後2月から】	① 27日以上	② 27日以上	③ 60日以上	④							
<b>ヒブ</b> 【接種開始：生後2月から】	① 4～8週間	② 4～8週間	③ 概ね1年								④

※網掛けは標準的な接種期間を、○番号は接種回数を示す。

※上表は接種開始年齢に達した時点で接種を開始した場合のシュミレーション。(異なるワクチン間での接種間隔は考慮していない。)

※異なるワクチン間での接種間隔は、生ワクチン(ポリオ、BCG等)は接種後27日以上、不活化ワクチン(肺炎球菌、ヒブ等)は接種後6日以上置いて、次のワクチンを接種する必要がある。

### 33 がん対策の推進について

#### 《提案・要望の内容》

##### ○がん拠点病院以外への院内がん登録の拡大への支援

院内がん登録の実施は、自施設におけるがん診療の実態把握に伴うがん医療水準の向上の取り組み促進に有効であり、都道府県及び国のがん対策の推進に寄与するものであることから、がん拠点病院以外で院内がん登録を実施する病院を拡大するために必要となる経費について支援すること。

##### ○がん検診の実施状況把握のための制度化

県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域でがん検診を受診した者の報告を制度化するなど、県全体の受診状況を把握するための体制を整備すること。

#### <参考>

##### ○院内がん登録実施医療機関拡大の課題

がん拠点病院が行う院内がん登録に対しては、人件費、機器等への財政支援（がん拠点病院強化事業）があるが、拠点病院以外の医療機関へは財政支援がない。

[参考：鳥取県の取り組み]

県内全体のがん医療の実態把握及び医療水準向上のため、平成23年度より、拠点病院以外でがん診療を行う主な病院に対し、院内がん登録実施拡大のための財政支援を開始する。あわせて、「鳥取県院内がん情報センター」を新設し、県全体のがんに係る情報収集、評価分析及び情報発信を強化する取り組みを開始する。

<当該予算>

(単位：千円)

	院内がん登録拡大	院内がん情報センター	計
平成23年度(6月補正)	9,600	2,393	11,993
平成24年度	12,885	11,526	24,411
平成25年度	12,885	5,632	18,517
計	35,370	19,551	54,921

[参考：院内がん登録とは]

当該施設でがんの診断・治療を受けた全患者について、がんの部位や性状（組織型）、診断、治療内容（手術、抗がん剤、放射線など）、予後調査（生存確認調査）などの情報を収集・登録する仕組み。院内がん登録を行うことで、一定基準に基づき自施設のがん診療の実態把握が可能となる。

##### ○がん検診の実施状況把握に係る課題

当県では、がん対策推進計画において、がん検診受診率50%以上にすることを目標としているが、事業主や医療保険者など職域で実施されたがん検診の受診状況を把握する仕組みがなく、特に、働き盛りの受診状況の把握が困難となっている。

現状：県が正確に把握できるのは、市町村が実施したがん検診の実施状況のみ。

## 34 たばこ対策について

### 《提案・要望の内容》

- 受動喫煙防止対策について、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の趣旨を踏まえ、国策として具体的にどう進めていくのか法案化も含めて検討すること。

※受動喫煙防止対策については、平成22年2月に厚生労働省健康局長通知において今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等が示されたところ。現在、神奈川県のように条例による規制という独自の取組をしている地方公共団体もある。

- 若年者と妊婦の禁煙を促進するとともに、禁煙治療を受けたい住民に対して禁煙治療の保険適用が認められるよう、基準要件を緩和すること。

※たばこが健康へ悪影響を与えることから、禁煙を促すために禁煙治療が保険適用されており、診療報酬で算定対象となる基準が示されている。現在の基準では、ブリンクマン指数（1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数）が200以上あることとされていることから、結果的に喫煙年数の短い若年者や妊婦等が保険適用の対象外となる場合が多い。

### ＜資料＞

- 1 受動喫煙防止対策について  
（平成22年2月25日付健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）  
今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- 2 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約：たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン  
31 有効な法律によって、対象となる事業所及び個人喫煙者の双方に遵守に対する法的責任を課するべきであり、違反に対して罰則を科すべきである。この罰則は、企業と場合によっては喫煙者に適用すべきものである。……
- 3 禁煙治療の保険適用（ニコチン依存症管理料）について  
（平成18年3月6日付保医発第0306001号厚生労働省保険局医療課長通知）
  - (1) 略
  - (2) ニコチン依存症管理料の算定対象となる患者は、次のすべてに該当するものであって、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めたものであること。
    - ①「禁煙治療のための標準手引書」に記載されているニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）で、ニコチン依存症と診断されたものであること。
    - ②1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数（ブリンクマン指数）が200以上であるものであること。
    - ③直ちに禁煙することを希望している患者であって、「禁煙治療のための標準手引書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているものであること。
  - (3) 及び(4) 略
- 4 喫煙者に占める若年（12～29歳）喫煙者の割合

区分	男性	女性
全国	16.0%	19.1%

※平成19年国民生活基礎調査（厚生労働省）から作成  
※喫煙者＝「毎日吸っている」＋「時々吸う日がある」

## 35 ポルフィリン症の難病指定について

### 《提案・要望の内容》

○日光暴露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症患者の療養生活を支援するため、一刻も早い難病指定を行い、治療方法の確立に向けた研究や医療費助成の対象とすること。

### ＜参考＞

#### 【ポルフィリン症について】

ポルフィリン症という病気は、太陽の光を浴びることで症状が悪化する病気であり、患者の経済的・精神的負担は計り知れないものとなっている。

#### ＜皮膚ポルフィリン症の臨床症状＞

光過敏症（紅班、水泡、潰瘍、痂皮、瘢痕、色素沈着、色素脱失）



「ポルフィリン症と闘う兄弟」（中海テレビ放送制作）より

### ＜本県の取り組み＞

当県では、ポルフィリン症の難病指定を支援するため、署名活動を行うとともに、中国地方知事会や近畿ブロック知事会において、各府県知事に署名活動への協力を要請。2府9県の知事に賛同を頂くとともに、平成21年6月末までに1万8千余の署名が寄せられ、全国ポルフィリン代謝障害者友の会へ提出した。

### 【課題】

難病対策については、症例数が少なく原因が不明で治療方法が未確立、かつ、生活面で長期にわたる支障がある難病疾患（130疾患）に対し、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）として研究班が設置され、原因究明、治療方法の確立に向けた研究が行われている。さらに、その内の56疾患については、特定疾患治療研究事業として、医療費に対する公費助成制度（国1/2、県1/2）がある。

しかし、ポルフィリン症については、いずれの制度も対象疾患となっていない。

事業名	事業の目的	対象となる主な疾患
難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）	原因究明、治療方法の確立に向けた研究	溶血性貧血、球脊髄性筋萎縮症、色素性乾皮症 など130疾患
特定疾患治療研究事業	医療費助成制度	パーキンソン病、サルコイドーシス、広範脊柱管狭窄症 など56疾患

※ポルフィリン症については、平成21年度より難治性疾患克服研究事業（研究奨励分野）として病態に関する実態把握のための研究が開始されているが、臨床調査研究分野の難病として指定されていないため、研究班の設置による原因究明や治療方法の確立に向けた研究が行われていない。

## 36 医師確保対策の推進について

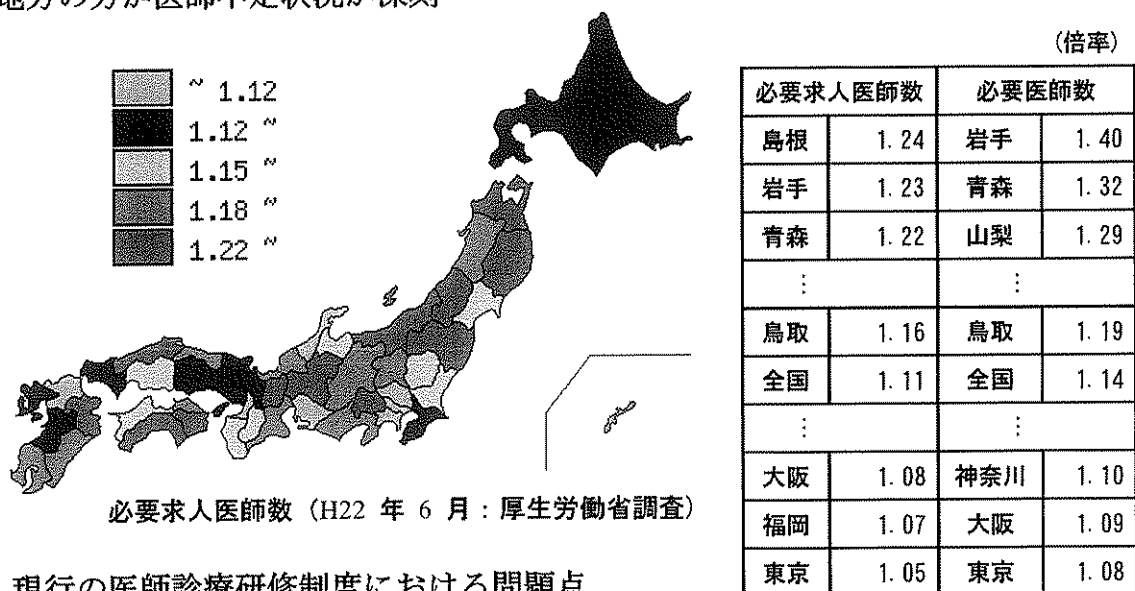
### 《提案・要望の内容》

- 医師臨床研修制度の見直しに当たっては、地方の医師不足の現状を改めて強く認識した上で、医師の都市・地方の偏在の解消等に資し、地域医療供給体制を確保できる改正とすること。
- 例えば、都市部の臨床研修医の募集定員数を削減することにより、研修参加希望者数と募集定員数の乖離を縮小すること。

※平成21年6月実施の必要医師数調査では、必要倍率が高いのは、岩手、青森、山梨、島根等の地方であり、倍率が低いのは、東京、大阪、神奈川等の都市部。  
 ※平成16年度からの医師臨床研修制度におけるマッチングは、制度導入以来、都市部6都府県48%前後で推移しており、都市部への研修医の集中は是正されずに経過。  
 ※平成26年度のマッチングまでに、制度全体の見直しを予定。

### <参考>

- 地方の方が医師不足状況が深刻



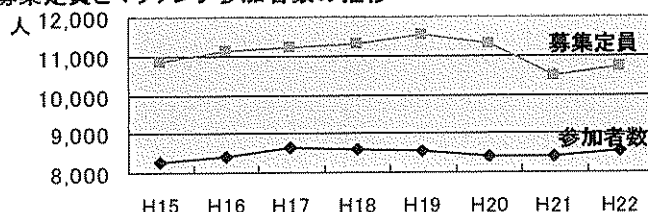
- 現行の医師診療研修制度における問題点

#### 臨床研修病院のマッチング結果（6都府県・その他）の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
6都府県(%)	47.7%	49.4%	48.7%	48.6%	48.0%	48.7%	47.7%	47.6%
その他(%)	52.3%	50.6%	51.3%	51.4%	52.0%	51.3%	52.3%	52.4%
6都府県(人)	3,699	3,946	3,948	3,936	3,852	3,828	3,760	3,804
その他(人)	4,057	4,051	4,152	4,158	4,178	4,030	4,115	4,194
合計(人)	7,756	8,000	8,100	8,094	8,030	7,858	7,875	7,998

- ・ 都市部6都府県(東京、神奈川、愛知、京都、大阪、福岡)とその他の内定者の割合は、ほぼ48:52で推移。
- ・ 都市部偏在の是正はみられない。

#### 募集定員とマッチング参加者数の推移



この差が都市部への研修医集中の一因。

## 37 看護師確保対策の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 看護師の安定的な確保、定着を図り、看護師の処遇改善、職場環境整備のための施策を充実させること。
- 1 診療報酬の見直しによる、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。
  - 2 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための、報酬の見直し、看護師の処遇改善を行うこと。
  - 3 女性が大半を占める看護師が働きやすいように、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充すること。
  - 4 社会資源を有効に活用するための潜在看護師の状況把握及び再就業支援のための施策を充実させること。
  - 5 当面の慢性的な看護師不足に対応するため、医師・看護師との連携のもとで病院の介護職員による一定の医行為（たんの吸引や経管栄養）を可能とすること。
  - 6 看護師養成所の専任教員確保は非常に重要であり、国において責任を持って確保体制をつくること。

※急速に高齢化が進展し、医療技術が進歩する中、看護師の需用ははますます増大。平成22年12月に国が発表した「第7次看護職員需給見通し」では需要数が供給数を上回り、看護師不足が深刻。

当県においても毎年150人増加しているにもかかわらず、需用に供給が追いつかない。

（平成27年推計値：需用数8,832人－供給数8,594人＝238人（不足））

※長時間勤務や夜勤の負担が大きいことは、医療安全にも影響する上に、離職の原因にもなっている。

※中小病院を始め訪問看護等居宅サービス事業分野の看護師確保は非常に困難な状況。

※資格を持ちながら在宅にいる潜在看護師の把握ができないため、再就業への意向調査や状況把握が困難。

※専任教員養成講習会は全国での受講定員が減少し、志願者の受講が困難な状況である。

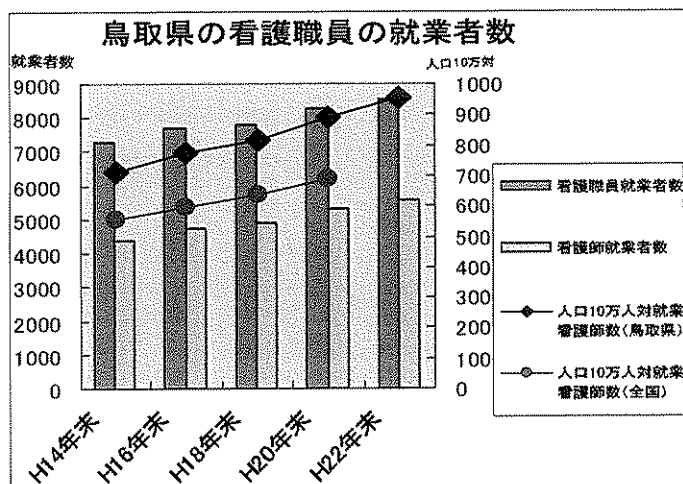
（受講定員数 平成19～平成21年度：平均626人 平成22年度：455人）

### <参考>

#### ○看護職員の離職理由

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1 妊娠・出産        | 30.0% |
| 2 結婚           | 28.4% |
| 3 勤務時間が長い、超過勤務 | 21.9% |
| 4 子育て          | 21.7% |
| 5 夜勤の負担が大きい    | 17.8% |

（2007.3 日本看護協会調べ）



#### ○「時間外勤務、夜勤・交代制勤務等緊急実態調査」結果

（日本看護協会 調査期間：2008年11月～2009年1月）

- ・交代制勤務者のうち、月60時間を越える時間外勤務者は23人に1人。
- ・3交代勤務者のうち、6割弱は勤務間隔が6時間以下となることがあったと回答。
- ・当直勤務者の4分の3は、実際には当直中も断続的に業務を続け、労働基準監督署が示す「当直」に当てはまらない実態があると回答



## 38 医業類似行為の明確化について

### 《提案・要望の内容》

- 医業類似行為の明確化、及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確化すること。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が、業として行う医業類似行為によって生ずる被害から、国民の安全を守るために必要な対応を行うこと。

※医業類似行為である「あん摩マッサージ指圧」については、あはき法第1条による免許を有する者でなければ、これを業として行ってはならない。  
 ※近年、これと同じように人の皮膚に触れ、もみ、さするなどの行為を行う、リフレクソロジーやカイロプラクティックなどいわゆる民間療法が増加。  
 ※民間療法については、医業類似行為を行っているにもかかわらず、免許制度や施術所の届出に関する規定がなく、広告についても特別の規制はない。

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号（以下「あはき法」という。）に基づく者、柔道整復師とは、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく者をいう。

### <参考>

#### ○鳥取県内の状況（平成22年末）

##### 【就業者数】

区 分	総 数
あん摩マッサージ指圧師	321
はり師	251
きゅう師	236

##### 【施術所数】

区 分	施術所数
あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所	103
はり及びきゅうを行う施術所	56
あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所	142
その他の施術所	18

## 39 国民健康保険制度の基盤強化について

### 《提案・要望の内容》

○国民皆保険の最後の砦である国民健康保険が、持続可能な制度となるよう、地方の実情に応じた基盤強化策を講じること。

※鳥取県の考える具体的対応案

- (1) 加入対象者見直し
  - ・非正規労働者への被用者保険の適用の拡大
  - ・無職の者や生活保護に近い低所得者について、生活保護などの医療扶助と同様、別途、社会保障制度の中で対応（相互扶助機能を持った保険制度になじまない）
- (2) 低所得者・無職者への保険料減免・軽減制度の充実
  - 対象者の拡大、軽減割合の引き上げ等
- (3) 一部負担金減免制度の充実（現在、国1/2、保険者1/2負担であるが保険者負担をなくす等財政支援の充実を行う等）等により必要な医療を確保し重症化を予防する。
- (4) 中間所得者層の保険料上昇の抑制
  - 国民健康保険の被保険者の所得に対する保険料の負担割合は年々上昇し、1.5%に達しており（健保組合の5.9%や協会けんぽの8.7%）、被用者保険との公平性の確保という観点からも検討すべきであると考えます。
- (5) 上記を実行するにあたって、公費投入額増額のために社会保障と税の一体改革による安定財源の確保を行うべきである。

### <参考>

#### ○背景

- ・国民健康保険制度は、主に農業者・自営業者等の加入を想定して創設されたものの、現在は、非正規労働者などの低所得者層、無職者等が多く加入する制度となっている。また、高齢者の加入割合が高く、医療費水準も高い。こうした構造的な問題により、近年、国保財政は恒常的に逼迫し、その状況は年々悪化してきている。
- ・高齢化の更なる進展に伴い、今後も高齢者の加入割合が増加するとともに、医療費水準も更に高くなることが予想される。今後、加入対象者・公費負担割合・財政調整機能について抜本的な見直しをしなければ、早晚制度の破綻は避けられない。

#### ○市町村国保の財政状況（鳥取県：平成21年度）

単年度実質収支赤字	赤字団体	14/19市町村
	赤字合計	16億円

\*市町村へは平成21年度に1億3千万円の一般会計からの繰入がある。

法定外一般会計繰入	繰入団体	7/19市町村
	繰入合計	1億3千万円

繰上充用	実施団体	2/19市町村※	※鳥取市 米子市
	充用合計	2億7千万円	

## 40 県立職業能力開発校の地方独立行政法人化について

### 《提案・要望の内容》

○現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。

### ＜参考＞

○「雇用・能力開発機構の廃止について」の閣議決定（平成20年12月24日）を受け、ポリテクセンター等は、今後、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管され、あわせて受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県にはポリテクセンターを移管することとされたところ。

#### 【ポリテクセンター移管に係る当県の考え方】

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となつて行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。

→ 当県が示す受入条件が満たされれば、当県が必要と判断したポリテクセンターについて移管を希望。

〈本県の受入条件（上記要望項目以外…厚生労働省へ要望中）〉

- ・施設設備は無償譲渡すること。
- ・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
- ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。

○急激な雇用失業情勢の変化に柔軟に対応するためには、職業訓練施設の訓練内容や職員配置において臨機応変に対応した効率的な業務運営が今後も重要であり、ポリテクセンターの都道府県への移管に際しては、予算面や組織面での自主的な運営等、自律的・弾力的な業務運営をより可能にし、業務の効率性やサービス水準の向上を一層図ることが可能となる地方独立行政法人化は、施設の運営に係る選択肢として必要。

○しかし、地方独立行政法人の対象業務は、地方独立行政法人法により業務が限定されており、現在、県立職業訓練施設は地方独立行政法人制度の対象になっていないが、一方国においては、独立行政法人雇用・能力開発機構において職業訓練を行っているところであり、県立施設も地方独立行政法人化が可能となるよう現行法の整備を図ること。

### （参考）

#### ■地方独立行政法人の対象業務

→ 地方独立行政法人法により、次に掲げる業務に限定（括弧内は根拠条項）

- (1) 試験研究（第21条第1号）
- (2) 大学の設置・管理（第21条第2号）
- (3) 公営企業に相当する事業の経営（第21条第3号）
- (4) 社会福祉事業の経営（第21条第4号）
- (5) 一定の公共的な施設の設置・管理で政令で定めるもの（第21条第5号）

ア 介護老人保健施設

イ 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの

- (6) (1)～(5)に掲げる業務に付随する業務（第21条第6号）

#### ■「雇用・能力開発機構の廃止について」の概要（平成20年12月24日閣議決定）

- ・ポリテクセンター等を（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行う。
- ・あわせて、受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移管する。

## 41 国内産業の地方分散の促進について

### 《提案・要望の趣旨》

○大規模災害に備えたりリスク分散と地域主権・地方分権の確立に向け、今こそ国策として国内産業の地方分散施策を実施することで、地域間格差の解消と我が国の持続的な成長に貢献する地域の活性化を図ること。

①大都市にある企業の地方分散を進めるため、地方への企業立地に対する優遇措置の実施  
\*例えば、地方の法人税（国税）を半分（30%→15%）にすることで、現在の実効税率（約40%）を中国・韓国並み（約25%）にする。

②財政力が弱い自治体が独自に企業立地助成をする場合の財政支援措置の導入

○「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」における地域間格差を考慮した制度運用を措置すること。

①基本計画の終期の延長等による優遇措置の継続

②市町村の固定資産税の減免に対する交付税措置について、計画地域全体の状況を勘案した制度への変更

○地方における企業誘致を促進するため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく地方税の課税免除等に対する交付税措置の適用（対象となる設備の新增設期間が平成21年12月31日で満了）について再度措置すること。

### <参考>

- 「地域主権・地方分権」を確立し、活気に満ちた地域社会をつくるためには、中央集権を改めることに加え、地域の生活基盤である産業の活性化が不可避であり、そのために国内産業の地方分散を図ることが必要。
- 更に、日本経済の持続的発展のためには、大規模災害に備えたりリスク分散の観点から事業所機能の地方分散を図ることが必要。
- また、我が国の持続的な成長を実現するためには、中国が新たな世界経済を牽引し、（2011年経済見通し〔IMF〕中国9.6%、日本1.4%）ロシアが東アジア以東の開発を活性化しアジア地域との協力・連携を深める中、北東アジアとの貿易やビジネスの拡大が必須。
- 鳥取県は、2009年6月に、境港・東海（韓国）・ウラジオストク（ロシア沿海地方）を結ぶ環日本海貨客船航路が就航するなど、地理的優位性を活かし、我が国と北東アジア地域とを結ぶゲートウェイ（玄関口）を目指しており、我が国の発展に貢献できる地域。
- また、「鳥取県経済成長戦略」を策定し、世界・日本経済の経済社会構造を見据えた県内産業の振興と新たな産業集積を促進しているところ。

戦略的推進分野 環境エネルギー(エコカー・太陽光) 次世代デバイス(電気自動車・家電) バイオ・食品関連産業 健康・福祉サービス関連産業 まちなかビジネス コミュニティビジネス 観光ビジネス 農林水産資源関連ビジネス										
目 標	GDP	約500億円	約50億円	約100億円	約20億円	約10億円	約10億円	約10億円	約30億円(再販)	合計約700億円
	雇用	約3,200人	約400人	約1,900人	約500人	約300人	約500人	約200人	約1,100人(再販)	合計約7,000人
	備考	エコカー年間10万台生産	LED関連産業を12社立地	バイオ関連産業を60社集積	美容・健康関連商品60件創出	まちなか創業など100件創出	コミュニティビジネス740件創出	特区内商業施設30件立地	農林産物事業など10件創出	

● しかしながら、当県のようにもともと産業基盤が弱い弱でインフラ整備も遅れている地方自治体では、できる政策に自ずと限界がある。当県では、人口の社会減が加速し、先ごろ59万人を割れこむなど、地方での過疎化が再び始まっており、産業基盤が強い地域との格差がますます拡大。



**大規模災害に備えたりリスク分散型の国家形成及び地域主権・地方分権の確立に向け、今こそ国策として国内産業の地方分散を促す施策を実施し、地域間格差の解消と我が国の持続的な成長に貢献する地域の活性化を図るべき。**

- ◇ 「企業立地促進法」に基づく基本計画の終期の延長について
  - ・ 鳥取県地域産業活性化基本計画（平成19年10月5日策定）が、平成24年3月31日で終了となり、本法律に基づく優遇措置制度が適用できなくなる。
- ◇ 「企業立地促進法」による市町村の固定資産税減免に対する交付税措置について
  - ・ 鳥取県全域を鳥取県地域産業活性化基本計画の集積地区として指定し、産業の集積を図っているにもかかわらず、市町村単位の財政力指数（0.67未満）による切り分けのため、米子市と日吉津村が対象外。  
 \* 米子市は、当県初の次世代電気自動車生産企業の進出先
- ◇ 「農村地域工業等導入促進法」による地方税の課税免除等に対する交付税措置について
  - ・ 誘致企業に対する地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等にかかる減収補填措置が適用となる期間が、平成21年12月31日で満了したが、当県のような財政状況が厳しい地域では、自治体独自で誘致企業のための税制優遇措置を実施することは困難。

## 42 農産物貿易ルールの確立について

### 《提案・要望の内容》

- WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」の理念のもと、米、乳製品などの基幹品目を守るため十分な数の重要品目を確保するなど、持続的な農業が可能となるよう交渉すること。
- 経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）交渉については、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定し、交渉すること。特に日豪EPA交渉においては、牛肉、乳製品等の重要品目が対象外となるよう、国益に十分留意して交渉すること。
- TPP交渉については、東北地方太平洋沖地震の被害、影響が深刻かつ甚大であり、ただちに農業をはじめとする各産業も含めた国民的議論を十分に深めることが困難であるため、交渉参加の検討にあたっては、これらの状況を踏まえた上で慎重に議論を進めること。

※WTO交渉の遅れから、特定の国・地域のみでEPAまたはFTAを結ぶなど、新たな貿易ルールの構築が進められている。

※日本がEPA交渉を行っている豪州からの輸入農産物には、関税撤廃されれば我が国の農林水産業にとって計り知れない影響のある重要な品目が多い。

※東北地方太平洋沖地震により農林水産業のみならず国内産業全体に甚大な影響が出ており、事実上、国内議論が中断している状態。政府は、「政策推進のための全体指針」でTPP交渉参加判断時期については「総合的に検討する」とした。

### <参考>

#### 「政策推進のための全体指針」（平成23年5月17日閣議決定）

##### ○国と国の絆の強化に向けた戦略

国と国の絆の強化に関する基本的考え方を「FTAAP、EPAのための閣僚会合」において震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ検討。

##### ○農林漁業再生戦略

震災からの復興に全力を尽くす。「食と農林漁業の再生実現会議」において、東日本農林漁業の復興、日本の農水産物の信認回復という新たな課題に応える方策を検討する。

基本方針6月、行動計画10月の工程に代わる新たな工程は復旧・復興の進行状況を踏まえ検討。

#### 「第4回食と農林漁業の再生実現会議」（平成23年6月10日（金））

- TPP参加の必要性を強調する意見が出る一方、被災した農林漁業者の心情を踏まえ、復興とTPPを絡ませることに慎重な意見も出された。

## 43 コメ先物取引の試験上場に係る影響の把握について

### 《提案・要望の内容》

○認可された(株)東京穀物商品取引所等の「コメ先物取引の試験上場」については、その影響を十分に把握し、継続の是非を適正に判断し、生産数量目標に沿った取組を行っている農家に悪影響を及ぼさないようにすること。

※大多数の稲作農家が生産したコメの販売を担う農協組織が抗議文を出し、反対、不参加を表明している状況であり、特定の地域、生産者に偏った取引となった場合、公正な価格形成、十分な取引量確保の面でも課題があると思料。

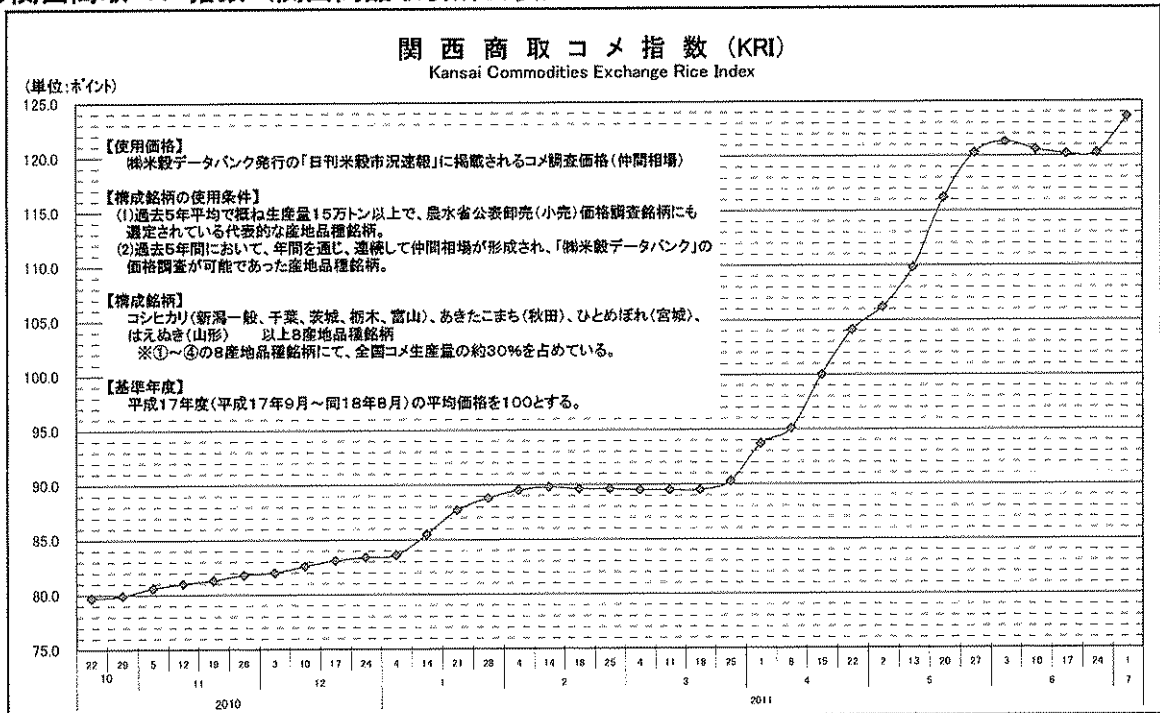
※米価水準は低い水準で推移してきているが、東電原発事故の影響による銘柄米不足が予測されることなどから、現在は高値に推移。国を挙げて震災の復興支援に取り組んでいる中、先物取引がコメ市場に混乱を招くことを懸念。

※農業者戸別所得補償制度に参加していない農家等が上場し、生産拡大した場合、供給量の増加分は需給調整協力農家の生産可能数量が減少することにつながるため、不公平感を一層強め、これまでの制度を崩壊させる可能性。

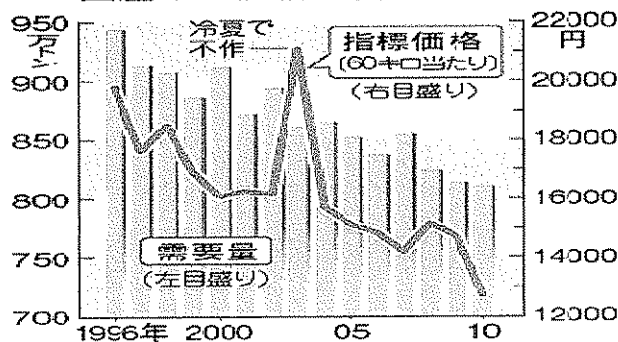
※申請が不認可となった平成17年と比べ、政策や生産調整の概念は変化しているものの、主食である米を投機の対象とすることへの抵抗感は依然として根強いものと推察。

### <参考>

#### ○関西商取コメ指数（関西商品取引所公表）



### 国産米の価格と需要の推移



(注) 指標価格はコメ価格センターのデータ。  
2010年産のみ農水省公表の相対取引価格(1月までの速報値)。需要量は同省資料より

## 44 農地保有合理化事業の充実強化について

### 《提案・要望の内容》

- 新規就農者や担い手への円滑な農地確保を進める上で、「農地保有合理化事業」の役割は大きく、その今日的意義と重要性を再認識し、一層の推進を図ること。
- 公的機関である農地保有合理化法人が一定の優良農地を中間保有し、農地利用集積円滑化団体等と農地情報を共有しながら農地の流動化を推進するために必要な予算確保を図ること。
- 農地保有合理化法人の業務運営体制の強化を図るため造成されていた強化基金の廃止が決定した中、その代替施策を講じるとともに、農地行政に携わるスペシャリストとして、農地保有合理化法人等における人材育成を推進すること。

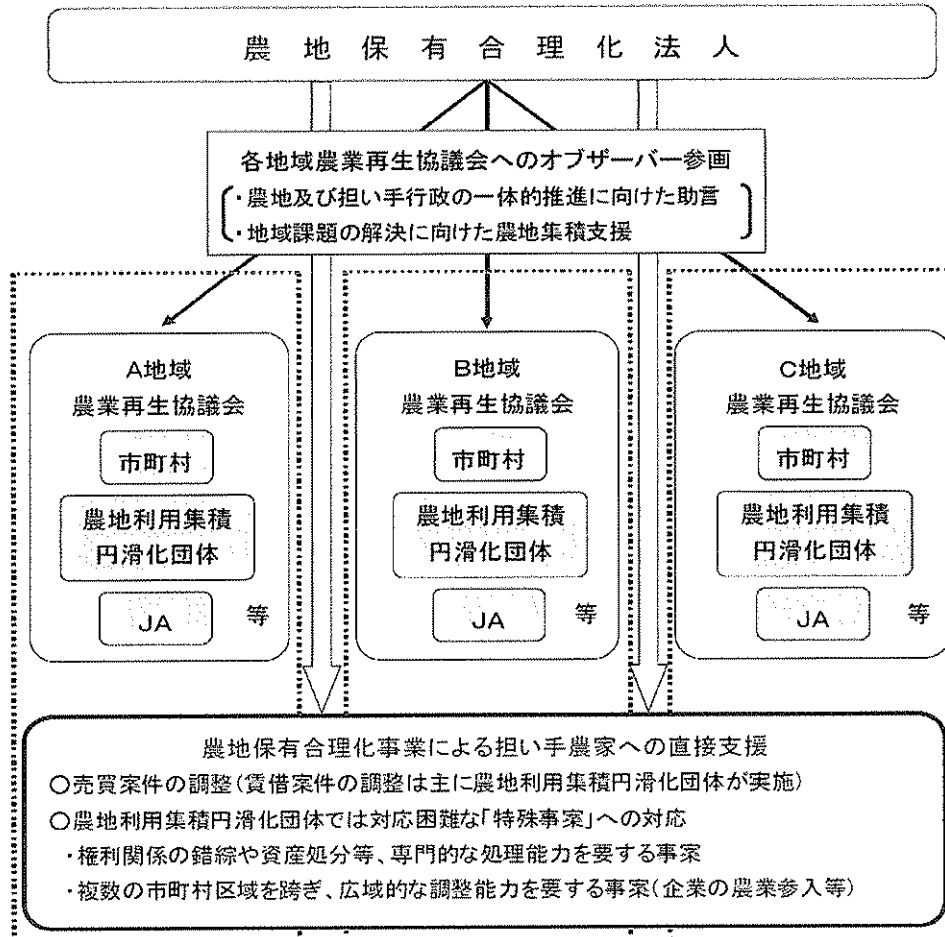
※本県では、I J Uターナー者を中心とした新規就農者が近年増加。平成20年までに年間平均40名前後で推移していたところ、平成21年には194名、22年には113名と飛躍的な増加を見せており、農地確保に対するニーズが高まっている。

※農地保有合理化事業は、営利を目的としない法人（農地保有合理化法人）が規模縮小農家等から農地を買い入れ又は借り入れ、一定期間保有した後、担い手農家への再配分を進める事業。新規就農者の増加等により事業の重要性が増しているにもかかわらず、平成21年度に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいては事業費縮減の方向が打ち出された。

※強化基金の代替となる財源措置がなければ、農地保有合理化法人における人材の確保が困難となり、農地保有合理化事業の実施に大幅な支障を来すこととなる。

### <参考>

#### 農地保有合理化法人の果たす役割





## 45 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

### 《提案・要望の内容》

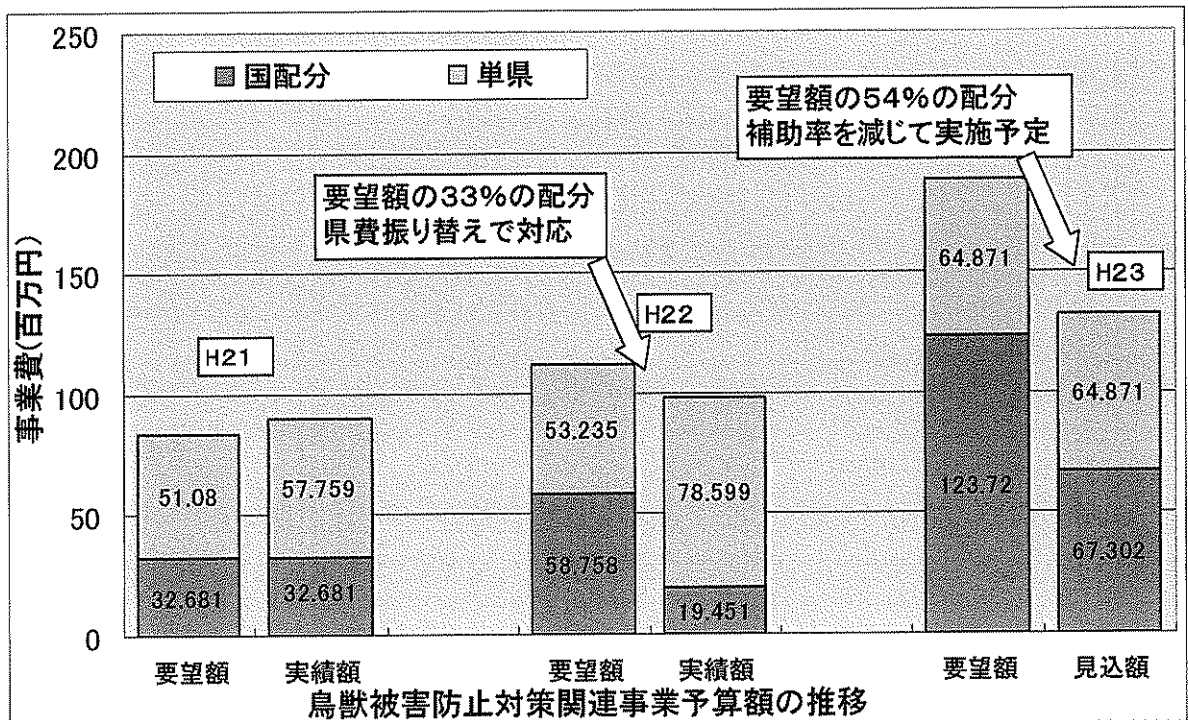
- 鳥獣被害防止対策を計画的、効果的に進めるため、事業の継続実施と国として十分な予算を確保すること。
- 被害防止の抜本的な対策の早期実施に向けて、調査研究をより一層強化すること及び広域連携に対する取組支援を強化継続すること。

※本県では全市町村が被害防止計画を策定し計画的に対策を進めている。  
 ※今年度交付金は113億円と、前年度の23億円と比べて大幅な増額であるが、この内100億円は緊急対策枠として今年度限りの措置。  
 ※平成22年度は要望額の33%の配分しかなく、県費への振り替えによって対応したが重い負担となっている。平成23年度も要望額の54%の配分となっている。  
 ※予算配分が大きく変動すると市町村と連携した計画的な事業推進ができない。防止対策が停滞しないよう、安定した予算確保が必要である。  
 ※増大している鳥獣被害に対して、地域に役立つ対策が早急に必要となっている。  
 ※被害が広域化しており、他県や市町村間の地域連携の取組を進めているところ。

### <参考>

#### ○本県の鳥獣被害対策事業の状況

- ★全19市町村が被害防止計画に基づいて対策を実施（全国平均65%：H23年2月末）
- ★鳥獣被害は近年128～137百万円と漸増しており継続的な対策実施が必要
- ★現場からは捕獲器具導入、侵入防止柵設置等の要望が増加



## 46 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について

### 《提案・要望の内容》

- ポジティブリスト制度導入に伴う残留農薬基準値の設定において、個々の農薬の特性を考慮し適正な基準となるよう早急にリスク評価を行い、見直しを進めること。
- 魚介類に対する農薬残留基準値については、水田での使用頻度の高い農薬から基準値の見直しが行われているが、畑地での使用頻度の高い農薬についても同様に見直しを進めること。
- 特に、東郷池周辺での使用頻度が高い以下の農薬について、魚介類における農薬残留基準値の設定を早急に進めること。(ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン)

※平成18年12月に東郷池のシジミにおいて一律基準を超える除草剤（クミルロン）の成分の残留が判明し、リスク評価等を早急に実施していただいた結果、平成19年8月に魚介類の残留基準が設定され、8か月間の出荷自粛の後、操業再開となった。

※また、平成20年7月17日には、一律基準を超える殺虫剤（ダイアジノン）が検出され、シジミへの残留値が一律基準値以下に消失するまでの44日間、再び出荷自粛を余儀なくされる事態に至った。

※農業生産者が適切な農薬の使用、飛散防止対策に努めているにもかかわらず、降雨等の自然現象によりシジミの生息する湖沼等に流出する恐れがある。

### <参考>

県が要望した農薬の基準値設定の進捗状況について

○：済 □：審議中 △：審議予定

農薬名	評価 依頼	食品安全委員会			厚生労働省		
		部 会	幹事会	委員会	薬食審	WTO	告 示
ダイアジノン	○	○	△				
クロルピリホス	○	○	○	○			
クレソキシムメチル	○	□					
MEP	○	△					
トリシクラゾール	○	□					
シメトリン							

食品安全委員会・厚生労働省のHP掲載の資料より作成

- 注) 評価依頼 厚生労働省から食品安全委員会あてにリスク評価依頼
- 食品安全委員会 部 会：農薬専門調査会評価部会  
幹事会：農薬専門調査会幹事会  
委員会：本委員会（パブコメ後委員会で審議となる）
- 厚生労働省 薬食審：薬事・食品衛生審議会（部会が審議）  
WTO：WTO通報（通常2ヶ月間必要）  
※実質基準が緩和される場合は不要  
告 示：残留基準値が告示

## 47 農地・水保全管理支払交付金 (共同活動支援交付金)の継続について

### 《提案・要望の内容》

○平成19年度に創設された農地・水管理支払交付金(共同活動支援交付金)は、非農業者の維持管理活動への参加や、共同活動の活性化に大きく貢献しており、必要不可欠であることから、平成24年度以降においても事業継続すること。

※平成19年度に創設された共同活動支援交付金は、平成23年度に終了予定。  
 ※本交付金は、維持管理が困難となりつつある農業生産基盤の保全に大きく貢献し、非農業者を含む地域全体での協働による保全活動が活性化しつつあり、活動組織・面積も増加してきたところ。  
 ※このような中で、市町村や活動組織からは、地域に根付き始めた活動の定着や、活動組織体制の強化に向け、24年度以降の事業継続に対する期待と要望が高い。

### <参考>

#### 鳥取県における共同活動取組組織数と取組面積の推移

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
活動組織数	246	327	362	392
取組面積(ha)	6,112	8,690	9,638	9,786

・取り組み面積・団体数ともに、当初に比較して約1.6倍へと増加し、制度継続に対する期待が高い。



**活動が地域に根付くまで、長期的な視点に立っての継続的な支援が必要。**

## 48 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長について

### 《提案・要望の内容》

○「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限（平成24年3月31日まで）を5年間延長すること。

※昭和27年に制定された「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」は、これまで11回（5年毎）にわたる期限延長が図られ、特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上において、多大な成果をあげている。

※特殊土壌地帯が広く分布している当県においては、近年、頻発している局地豪雨に対して備えが必要となるなど、なお緊急に実施すべき事業が多く残されている。

※また、特殊土壌の不利な点を補い、生産性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくため、農業生産力の向上に必要な事業について、引き続き積極的な対策が必要。

### ＜参考＞

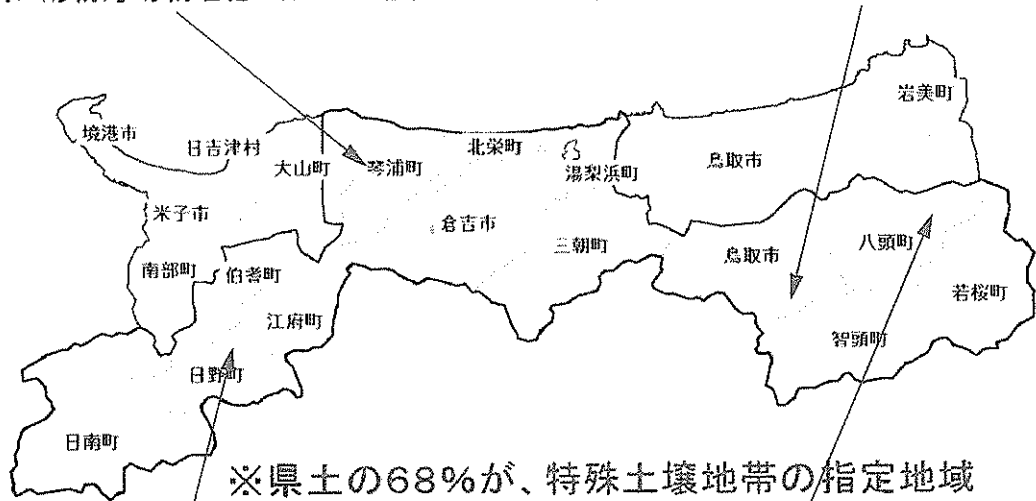
#### 【鳥取県の特殊土壌地帯における事業推進（例）】



【治水（砂防）】砂防堰堤・谷止工の設置



【農地防災・保全】地すべり防止施設整備



【道路防災】落石防護柵の設置



【河川改修】河床掘削、護岸整備

## 49 国営造成水利施設の維持管理支援施策について

### 《提案・要望の内容》

○国営造成水利施設の維持管理支援施策として、ダム等の水力エネルギーを最大限活用できる小水力発電施設が導入でき、土地改良区の管理運営費全体に充当できる支援制度を創設すること。

※2つの国営事業地区（東伯、大山山麓）において、施設の維持管理費は国庫補助事業を活用してもなお、地元の財源不足は両地区で毎年数千万円。  
 ※農業情勢の悪化等から、水使用料の収入増加が見込めず、施設の維持管理が限界にきている。

### <参考>

#### ■維持管理費の収支状況

項目	内 訳	東伯地区	大山山麓地区	
事業の概要	工 期	S54～H18	S47～H14	
	受益面積	2,067ha	2,057ha	
	主要施設	ダム3基、頭首工2カ所 導水路13km、パイプライン幹線38km	ダム1基 パイプライン幹線40km、支線32km	
水利用の状況 (H22年度)	水使用料 (10a当り)	田720円、畑2,400円	畑1,400円 (暫定)	
	水利用率 (水量)	45%	19%	
維持管理費 (H21年度)	年間維持管理費	81百万円	41百万円	
	財 源	水使用料収入	28百万円	4百万円
		基幹水利管理※1	38百万円	14百万円
		管理体制整備※2	9百万円	4百万円
	計	75百万円	22百万円	
財 源 不 足	6百万円	19百万円		

※1：基幹水利施設管理事業

※2：国営造成施設管理体制整備事業 (H22～H26)

#### 【下蚊屋ダムでの水力発電可能量試算表】

	現行制度	導入計画
補助事業	○	×
発電可能量	50kw	230kw
整備費(千円)	144,000	236,000
年効果(千円)	2,600	21,600

※1 ダム管理費は基幹水利管理事業で対応  
 ※2 固定価格買取制度導入を想定 20円/kw  
 (中国地方の平均的買取価格 約9円/kw)

発電ポテンシャル 230kw  
 ≡ 最大限活用できない!  
 (現行制度) 発電可能量50kw

土地改良区の管理運営費全体に活用したい。(施設改修積立金、改良区の管理・運営費(人件費含む))

#### ■地区の状況

##### 東伯地区

- ・高齢化、後継者不足の加速で、営農をやめる農家が増加傾向。
- ・土地改良区は経費削減のためH21年度に、職員の補充を取りやめ。

##### 大山山麓地区

- ・当初、国営事業で実施予定だった末端水路が、H14年度に事業打ち切りされ、現在、県営畑総事業で整備中。
- ・農地造成385haは、耕作放棄が加速。

## 50 造林公社に対する支援措置の拡充について

### 《提案・要望の内容》

- 日本政策金融公庫借入金の元金償還について、都道府県が支援（原資の貸付け）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。
- 松くい虫被害、生育不良などにより、不採算として位置づけた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援（債務免除等）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。

### <参考>

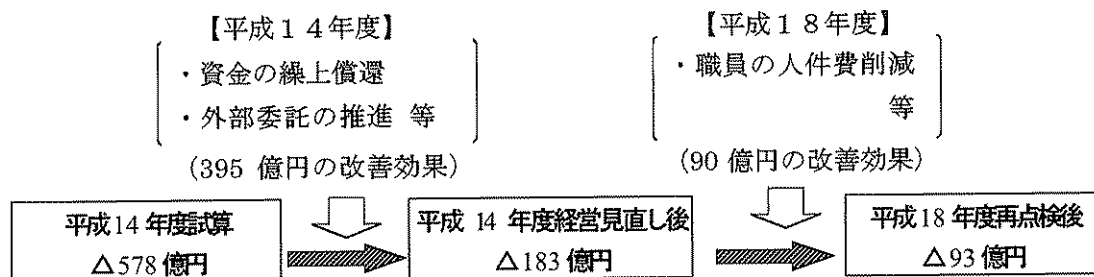
- 造林公社に対する支援に関しては、これまでも県が公社に対し利子補給や無利子貸付を行う場合には、これらにかかる利子負担分について特別交付税措置がなされているところ。

【参考：「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の政策提言（平成23年7月）（概要）】

- 1 既往債務対策
  - (1) 利息負担の軽減 (2) 資金調達の円滑化
- 2 都道府県への財政支援
  - (1) 分収造林事業の特殊性に配慮した転貸債取扱方針の見直し
  - (2) 地方交付税の更なる拡充
- 3 森林整備補助制度の拡充と継続
  - (1) 森林整備法人等の借入を抑制する支援制度の継続
  - (2) 分収契約に伴う伐採跡地における公益的機能の確保に向けた施策の創設
- 4 府県が行う分収林事業等への支援
- 5 円滑な分収契約の変更を可能にする分収林特別措置法の改正等制度の見直し
- 6 定期的な協議の場の設置
  - (1) 具体的対策検討に当たっての協議 (2) 対策実施後の協議

- しかし、鳥取県造林公社は度重なる経営改善の取組（これまでに485億円の債務を圧縮）にもかかわらず、いまだ多額の最終損失額（93億円（平成96年度））を見込んでいる状況。

<見直しと最終損失見込額>



- このように、当該問題は県単独での解決が困難な状況であり、国は元金償還に対する補助制度の創設等、既往債務を圧縮するための抜本的な対策を講じる必要がある。

## 51 林業振興と木材の供給促進について

### 《提案・要望の内容》

○今年度で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」について、次年度以降も継続すること。

※国の平成21年度緊急経済対策補正予算（1,238億円）を財源として都道府県に基金を造成し、定額助成方式の間伐、路網整備、木造公共施設等整備等による地域材の利用推進などを川上から川下対策まで一体的に進める事業で平成23年度で終了。  
 ※平成24年度以降も、3年から5年程度の期間に亘る助成事業を実施していただくとともに、十分な予算枠を確保していただきたい。

### <参考>

○県土の70パーセントを超える森林を有する本県では、林業・木材産業をはじめとする地域産業の活性化や環境保全の観点から、県産材の安定供給と需要拡大が喫緊の課題。

○このため、本県では、本事業を以下の計画で積極的に取り組んでおり、徐々にその効果が現われてきているが、路網整備、木造公共施設等整備を中心に未だ多くの要望が残されており、森林整備をさらに加速化させるためには、事業の継続が必要。

鳥取県の計画事業費（金額は国費ベース）（単位：億円）

区分	間伐	路網整備	高性能 林業機械	木造公共 施設等整備	その他	計
当初分 (H21~H23)	12.0	9.2	1.1	12.6	5.1	40.0
H22国予備費 補正分		1.6	0.2		1.6	3.4
H22国1次 補正分				6.4	0.1	6.5
計	12.0	10.8	1.3	19.0	6.8	49.9
(参考) 県内当初要望額	3.3	22.2	2.2	51.4	39.9	119.0

※その他：森林境界の明確化、木材加工流通施設、木質バイオマス利用施設、  
 特用林産施設、利子助成、地域材利用開発、地域材活用促進



## 52 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について

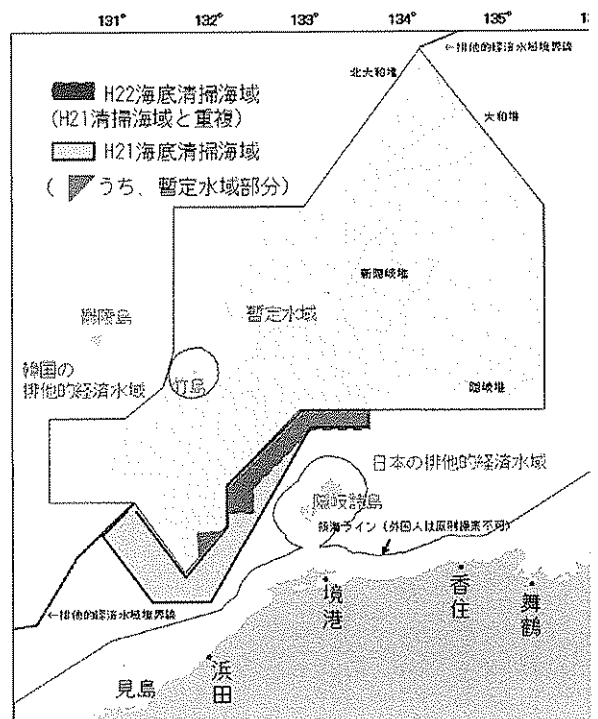
### 《提案・要望の内容》

- 暫定水域内での海底清掃及び交代利用を両国合意のもと実施できるよう国レベルで調整するとともに、操業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。
- また、日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げることに。
- 10年以上経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いているため、新協定の影響を受ける漁業者に対し、中長期に及ぶ安定的な支援事業を継続して実施すること。

※平成21年に初めて、暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したが、平成22年は浜田沖及び隠岐北方の暫定水域については協議が決裂し、実施できなかった。このような状況から、本県漁業団体は、民間主導による交渉は既に限界との認識。

### <参考>

- ・我が国排他的経済水域における山陰の重要漁場である浜田沖～境港沖（隠岐北方）を中心として、韓国の違法漁具が多数発見・押収されるなど、暫定水域を越境した違反操業が恒常化、悪質・巧妙化。
- ・そこで、日韓民間漁業者団体間で協議会を開催し、暫定水域における両国漁業者による漁場清掃及び交代利用などの実施について協議した結果、平成21年に初めて暫定水域内での清掃が実施された。しかし、平成22年は、浜田沖及び隠岐北方の暫定水域について、韓国側が、平成21年に暫定水域内清掃で韓国漁船の漁具被害が発生した、また、当水域は韓国側の主漁場であるので韓国側で漁場清掃することが適当などの主張を行い、合意が得られなかったため、平成22年の暫定水域内清掃は実施できなかった。
- ・平成21年、22年に鳥取漁船が実施した日本の排他的経済水域清掃と、平成21年に実施した暫定水域内での海底清掃では、韓国漁船が投棄したと思われる漁具にズワイガニが大量にかかっているのを漁業者が確認しており、減少傾向にあるズワイガニ資源への悪影響が懸念される。
- ・このように、協定締結から10年以上経過した現在でも、暫定水域内での漁場荒廃が続いており、同水域内での海底清掃を両国合意のもとで実施できるよう国レベルで調整するとともに、引き続き継続的かつ安定的な支援事業の実現を要望する。





## 53 漁港関係事業費の確保及び漁港航路・泊地しゅんせつの支援制度の更なる拡充並びにフロンティア漁場整備事業費の確保について

### 《提案・要望の内容》

○漁港関連事業を着実に実施するための十分な事業費を確保すること。

〔※老朽化した施設の機能回復、予防保全を目的とした機能保全事業を実施するため、十分な事業費の確保が必要である。〕

○漁港の航路・泊地しゅんせつ工事に対する国の更なる支援制度を拡充すること。

〔※漁港の漂砂対策は、平成22年度にサンドポケット等の支援制度の拡充がなされたが、補助対象は、概ね5年に1回とされ、実質的に補助事業でのしゅんせつ回数が減少となり、財政上の大きな負担となっている。〕

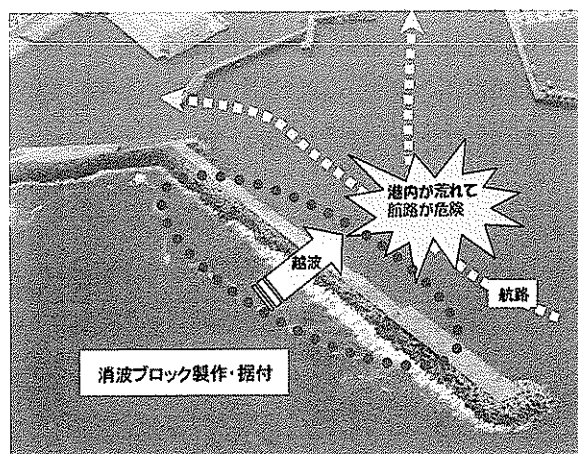
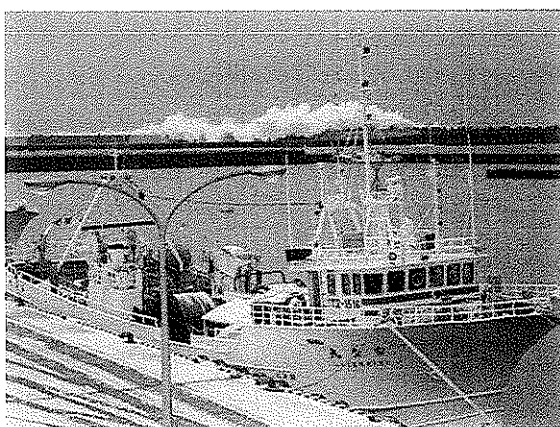
また、これまで県管理漁港では、強い水産業づくり交付金の交付対象であったが、平成23年度から制度改正により県事業は補助対象外となった。

○フロンティア漁場整備事業について十分な事業費を確保すること。

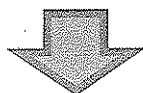
〔※国におかれては、日本海西部海域（兵庫・鳥取・島根沖）におけるズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備を行う、フロンティア漁場整備事業を国の直轄事業として平成19年度から実施されているところ。この事業に対しては、漁業者から高い期待が寄せられていることから、早期の効果発現に向けて完成が急務となっている。また、隠岐海峡におけるマアジ、マサバ等を対象とした次期フロンティア整備事業についても、早期事業着手が望まれている。〕

### <参考>

#### 【機能保全事業：網代漁港の例】



消波ブロックの破損等により、消波ブロックの高さが確保できなくなったため、冬季風浪のたびに越波



安全・安心な漁業活動に支援

## 54 安全安心な県土づくりのための事業費の確保について

### 《提案・要望の内容》

○県民がいきいきと安全に安心して生活するため、山地災害を防止するとともに、人家人命等を守る治山施設の整備を着実に進めるために必要な事業費を確保すること。（特に災害時要援護者関連施設関連、山地災害復旧関連）

○直轄治山事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。  
・国有林直轄治山事業：大山南壁（三の沢地区ほか）

※県土のほとんどが中山間地域である本県において、地域住民が安全で安心した生活を送るためには、山地災害を防止すると共に人家人命を直接守る治山施設の整備は必要不可欠。

・近年、ゲリラ豪雨が多発し、中でも平成19年9月4日に発生した県中部琴浦町の集中豪雨では、時間雨量103mm/hという記録的な雨量により土砂災害が多数発生し住宅が全壊するなどの被害が発生した。

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」は、梅雨や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）からの土石流により主要地方道（元大山環状道路）が再三通行止めになるなど観光資源として精彩を欠くとともに、下流域の集落等への土砂災害に不安を与えている。

### <参考>

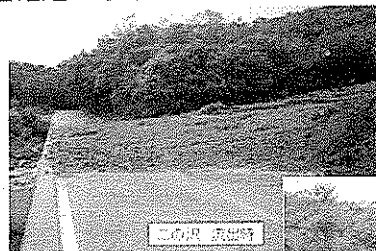
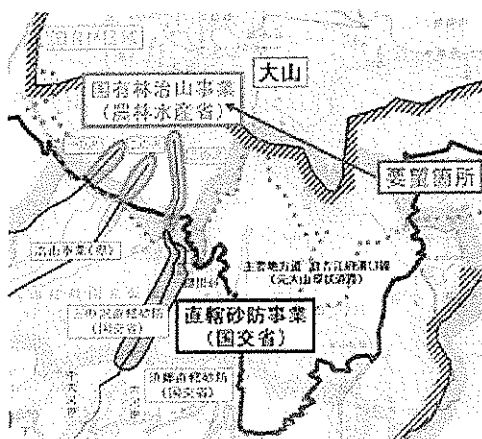
○災害時要援護者関連施設  
H23実施復旧治山事業：三朝町横手地区



○平成19年の局地的集中豪雨で多発した土砂災害  
【H19.9月豪雨(琴浦地区):時間雨量103mm/h】



○大山南壁の沢からの土砂流出:国有林直轄治山事業



## 55 直轄河川事業費の確保について

### 《提案・要望の内容》

○県民の洪水不安を一日でも早く排除するためには直轄河川の計画的な整備促進が必要であり、直轄河川事業費を十分に確保すること。

千代川：稲常箇所（堤防断面の拡大 \*H25完成予定）、用瀬箇所（堰改修〔流下能力向上〕）

天神川：本泉箇所（橋梁改築（流下能力向上）\*H24完成予定）、秋喜箇所（防災ステーション）

日野川：青木箇所（掘削（流下能力向上））

斐伊川：中海湖岸堤（護岸整備）

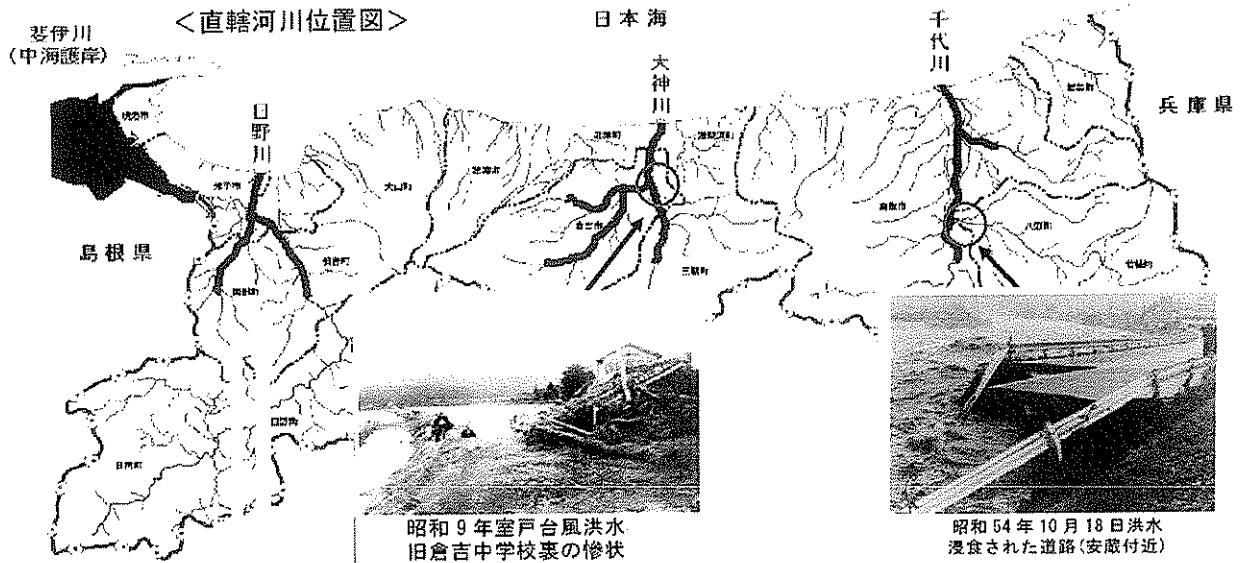
※県内の一級河川は鳥取市や米子市などの人口・財産が集積する市街地を貫流しており、万一災害が発生すればその被害は甚大。

※特に当県は中国山地の影響で急流河川が多く、過去にも度重なる洪水被害が発生。

（天神川：S9室戸台風 死者31名、家屋被害7,244棟、千代川：S54台風 家屋被害1,355棟など）

※河川整備は洪水の不安を排除するとともに地域住民の生命財産を守る基本的な事業であり、各河川が整備計画に基づいた計画的な整備を進めるためには直轄河川事業費の十分な確保が必要。

### <参考>



現 状：河槽の不足  
対 策：河床掘削(樹木伐倒含む)  
整備効果：水位低下によるはん濫の防止



現 状：堤防高さ及び幅の不足  
対 策：堤防等の整備  
整備効果：堤防高さ及び幅の確保によるはん濫の防止

天神川 本泉箇所 (河川整備計画抜粋)

千代川 稲常箇所 (河川整備計画抜粋)

## 56 直轄海岸事業費の確保について

### 《提案・要望の内容》

○国土、県土の消失を防ぐ対策として進められている弓浜半島の海岸侵食対策事業を促進するため、直轄海岸事業費を十分に確保すること。

#### ○皆生海岸

- ・皆生工区：人工リーフ（施設改良）
- ・富益工区：人工リーフ、養浜（サンドリサイクル）

※当県の海岸は日本海特有の冬期風浪などによる侵食が進み、宅地・農地・道路等の公共施設が消失の驚異にさらされている状況。

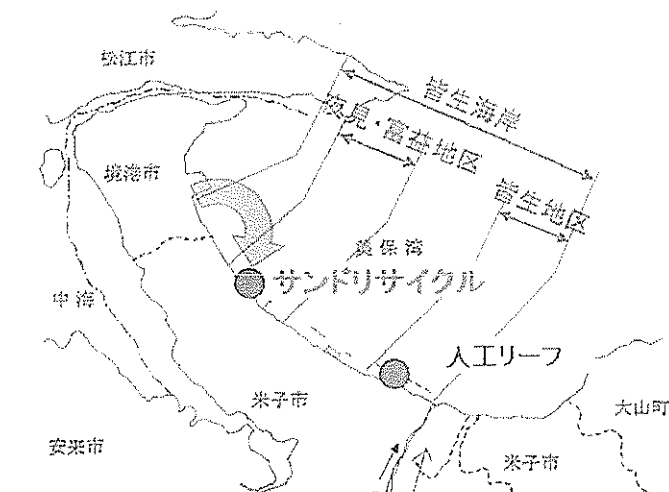
※特に弓浜半島は「鉄穴（かんな）流し」によって形成された海岸であり、鉄穴流しの終焉により供給土砂量が絶対的に減少し海岸侵食が顕著化。

（※皆生海岸では約300m後退したと言われている。）

※昭和35年度から全国で始めて直轄事業として事業化され、離岸堤等の海岸侵食対策が進められてきたものの、整備済み施設の機能低下が見られ、その改良促進や養浜による海岸保全が緊急的な課題。

### <参考>

#### <直轄皆生海岸事業>



■侵食状況



■人工リーフ改良



## 57 砂防関係事業費の確保について

### 《提案・要望の内容》

- 県民がいきいきと安全に安心して生活するため、人家人命等を直接守る砂防施設の整備を着実に進めるために必要な補助（交付金）砂防事業費を確保すること。（特に災害時要援護者関連施設、砂防災害復旧関連）
- 直轄砂防事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。（大山南壁下流域、天神川流域）

※県土のほとんどが中山間地域である本県において、地域住民が安全で安心した生活を送るためには、人家人命を直接守る砂防施設の整備は必要不可欠。

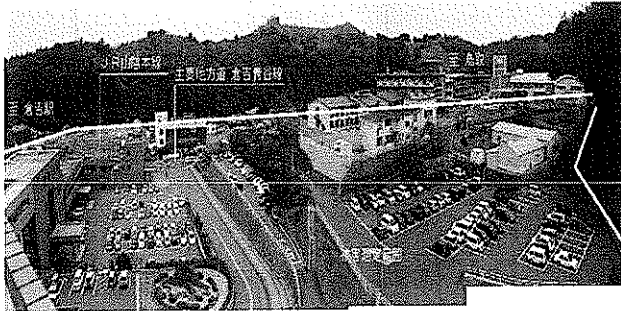
- ・平成21年に山口県の災害時要援護者関連施設が被災した土砂災害をうけて、当県においても、早急に施設の対策が必要な46箇所について、平成21年度より鋭意事業に着手。
- ・平成19年には、立て続けに局地的な集中豪雨が発生し、土砂災害等が多発。住宅が全壊するなどの被害が発生。平成24年度も復旧関連の整備事業が継続。

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、梅雨や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）で土石流が発生し、主要地方道倉吉江府溝口線（元大山環状道路）が再三通行止めになるなど観光資源としての価値を下げるとともに下流域の集落等に対しても土石流による災害の不安を与えている。

### <参考>

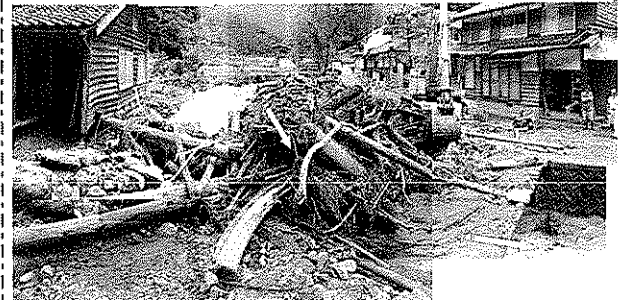
#### ○災害時要援護者関連施設

ふかたにがわ  
深谷川…災害時要援護者関連9施設をはじめ  
公共施設、人家等が保全される。

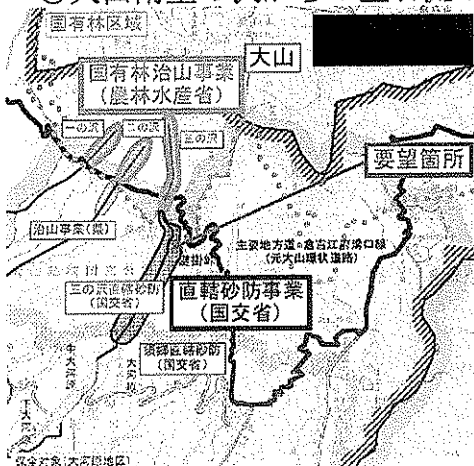


#### ○平成19年の局地的集中豪雨で多発した土砂災害

やだらがわ  
屋堂羅川…H19.8月豪雨（若桜・八頭地区）  
：時間雨量86mm



#### ○大山南壁の沢からの土石流：直轄砂防事業関連





## 58 国の道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担の明確化について

### 《提案・要望の内容》

○道路整備事業の実施主体者として、国が負担すべき経費を地方公共団体に転嫁することがないよう、実態にそった「直轄道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取扱について」（昭和46年11月建設省道一発第93号以下「取扱通知」という）の改正等を行うとともに、会計検査院等関係機関との調整を図ること。

○制度改正が行われるまでの間については、経過措置として、現行の給与等の負担を継続すること。

なお、制度改正が行われない場合でも、第一次的高速道路ネットワークが完成するまでの間は、激変緩和措置として現行の給与等の負担を継続すること。

※取扱通知は、大規模な発掘調査が行われるようになった時代変化による改正がなされていない。

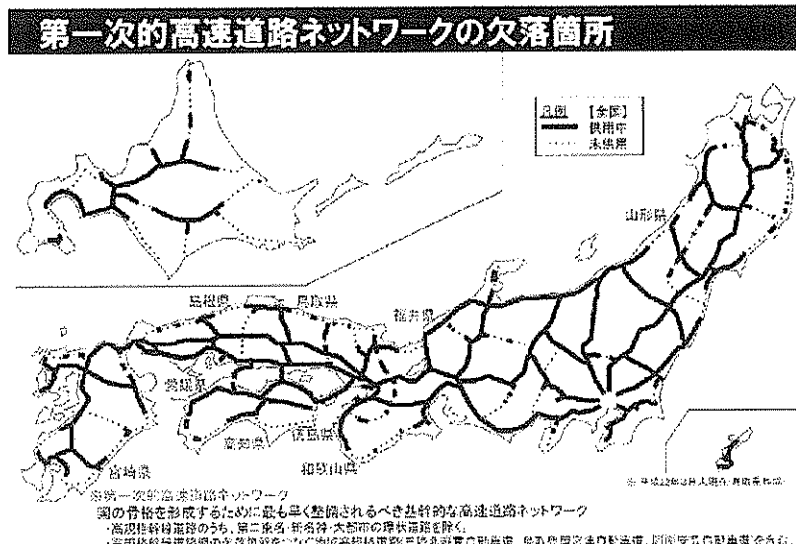
※民間企業が発掘調査を行う場合は、調査員給与等は必要な経費として国土交通省が負担している。

※長い間待たされてきた高速道路の整備は、国の事業であり、これに伴い急激に増加する発掘調査は、地方公共団体が主体的に行う調査とは言えず、その費用は国が措置すべきである。

### <参考>

○会計検査院から国土交通省に対する是正改善の措置要求(平成22年10月26日)  
道路整備事業に伴う発掘調査に係る費用のうち、本来該当しない経費である教育委員会の職員の給与費が負担されていたため、教育委員会職員の給与は負担の対象外と明確に規定し、周知徹底を図ること。

○第一次的高速道路ネットワーク形成に向けての政策提言(平成22年5月13日)  
地域が主体となり、公平な条件の下で新たな成長戦略を実現するため、第一次的高速道路ネットワークの欠落箇所(ミッシングリンク)の早期連結を国が責任を持って整えるべきである。



## 59 住宅・建築物の耐震改修補助制度の拡充について

### 《提案・要望の内容》

○耐震改修に係る補助率を引き上げること。

※本年3月には東日本大震災のような想定を上回る規模の巨大地震が発生し、これに伴い地震発生が予測されていなかった地域での余震が頻発し、さらに近い将来、東海・東南海南海地域での巨大地震の発生が確実視されている。

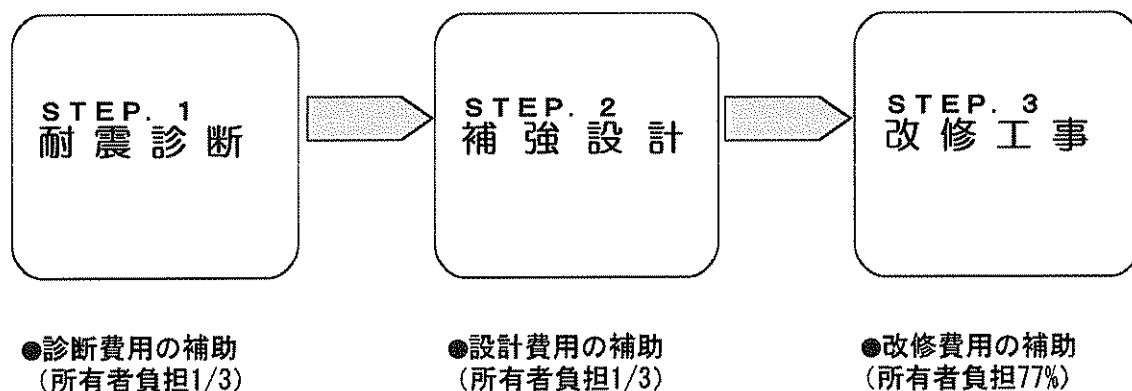
しかるに本県においては住宅・建築物の耐震化は、進んでいない状況である。その要因のひとつに、住宅・建築物耐震改修等の補助率が低いことがあることから、補助制度を拡充することが必要。

### <参考>

#### ■現行の耐震改修補助の負担割合

耐震改修工事費			
国 11.5%	県 5.75%	市町 5.75%	所有者負担 77%

#### ■耐震改修工事の流れ



## 60 総合的な鉄道の整備推進について

### 《提案・要望の内容》

- 整備新幹線の整備が遅れている地方に対する在来線を含めた総合的な高速鉄道網の整備の方向性を示すこと。また、この方向性に基づいて、在来線の電化・複線化、フリーゲージトレインの導入・助成等により高速幹線鉄道網の整備を推進すること。

※環境にやさしい大量公共輸送機関としての鉄道機能をより発揮するためには、全国的な高速幹線鉄道網の整備が必要。

※しかしながら、全国新幹線鉄道整備法が1970年に制定されて以来約41年経過しているにもかかわらず、基本計画線については、着工はもとより調査・計画の目途さえ立っていないのが現状であるが、この間、同法は根本的な見直しはされず、また、その他に総合的な幹線鉄道計画は策定されていない状況にある。

- 第三セクター鉄道に対し、輸送の安全を確保するために財政支援を拡充すること。

※公有民営方式による上下分離の導入により経営改善を図っている、第三セクター鉄道・若狭鉄道の輸送の安全を確保するため、鉄道事業者が行う安全性向上等のための設備整備に対する財政支援の拡充が必要。

※また、運転士や保守管理等の技術系人材の確保が厳しくなっている実情に鑑み、人材育成に対する支援制度の拡充が必要。

- 鉄道駅のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。

※高齢者、障がい者等の移動の利便性・安全性の向上を図るため、鉄道駅等の交通施設のバリアフリー化事業に対し国庫補助が講じられているが、無人駅等における障がい者への遅延情報の提供など、バリアフリー化を一層推進していくためには国庫補助要件の緩和や財政措置が必要。

### <参考>

～提案・要望の具体例～

- 1 高速鉄道網整備
  - ・山陰本線等の電化・複線化整備に対する助成制度の拡充。
  - ・フリーゲージトレインの早期実用化及び伯備線等への導入と財政支援。
- 2 三セクに対する支援拡充
  - ・補助率拡大：車両購入時 現行1/3 → 1/2
  - ・人材バンク登録制度の創設：現行 制度なし → 鉄道・運輸機構などに鉄道経験者の人材バンク登録制度を創設
- 3 鉄道駅のバリアフリー化
  - ・補助率の拡大： 現行 1/3 → 1/2
  - ・補助対象駅の拡大：現行 5千人以上の駅（鳥取・倉吉・米子駅）及び地域の拠点的な駅（郡家・智頭・境港・伯耆大山駅等） → 条件の撤廃

（参考）障がい者に対し遅延情報等を提供するため、無人駅においても音声誘導装置、情報提供表示器等を整備



# 61 中山間地域における生活交通支援の確保・充実について

## 《提案・要望の内容》

○中山間地域の生活交通を守る観点から、平均乗車密度が低く不採算路線を多く抱える地方に対するバス補助金の要件の緩和や支援の充実を行うこと。

※平成23年度より、地方バス補助金は、2年前の実績で補助額を内定することで収入が増えれば事業者の取り分が増える事前算定方式を導入。しかし、乗車密度が低く、赤字を国の補助金以上に県や市町村が補助している地方では、事業者へのインセンティブは働かず、結果的に制度改悪。

※要件緩和の例：補助対象経費の算定要件は、平均乗車密度5人で換算した運行回数分のみ

→ 全国一律ではなく、中山間地域は平均乗車密度を引き下げ（例えば5人→3人）、補助対象経費外となる赤字部分を減らす。

○生活交通確保のために県及び市町村が行う方策に要する経費に対する特別交付税措置を維持すること。

※市町村営バスの運営、国庫補助対象外の路線バスや過疎地有償運送等の運行補助など県及び市町村が行う独自施策に要する経費の8割が特別交付税措置の対象。この交付税措置があるから市町村分の財政負担が可能との意見が多い。

## <参考>

○事前算定方式による事業者へのインセンティブが働かない例

【インセンティブが働く例】

①乗車密度5人→赤字の全額が国補助対象

H21	収入 60	国(1/2) 20	県(1/2) 20
H23	収入 70	国(1/2) 20	県(1/2) 20

【インセンティブが働かない例】

②乗車密度3人→赤字の3/5が国補助対象

	収入 60	国 12	県1 2	県市町村 16
	収入 70	国1 2	県 12	6

※前提：H21実績を基にH23補助額を決定。県補助率は国と同一、経費100のまま。

H21実績で補助金が決まるため、H23に収入が増えても補助金は減らず、事業者の取り分が増える。

不採算路線の赤字を黒字路線で吸収できない地方では、国の補助制度は別に県や市町村で赤字を補てんしている状況。

H23に収入が増えても補助金は減らないが、見合いで県市町村の赤字補てん分が減るだけで事業者の取り分は増えない。

さらに乗車密度を3→5人に上げて①と同様な状況にしても、H21実績の赤字の3/5までしか国補助対象とならず、①と②で差異が生じる。

都市部に有利、地方に不利の制度改悪

## 62 直轄事業における地元企業への優先発注について

### 《提案・要望の内容》

- 一層、地元企業へ優先発注すること。
  - ・建設工事における分離・分割発注を推進すること。
  - ・従来より県内企業の受注率が低い舗装工事について、分離発注を推進すること。
  - ・本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。
  - ・建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。

※現在、国が発注する工事等においても、地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して工夫をいただいている。

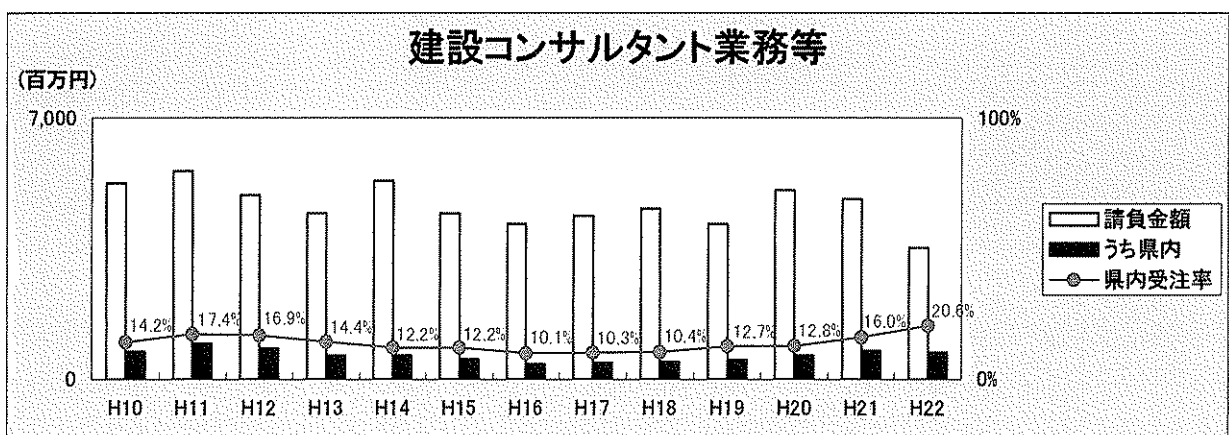
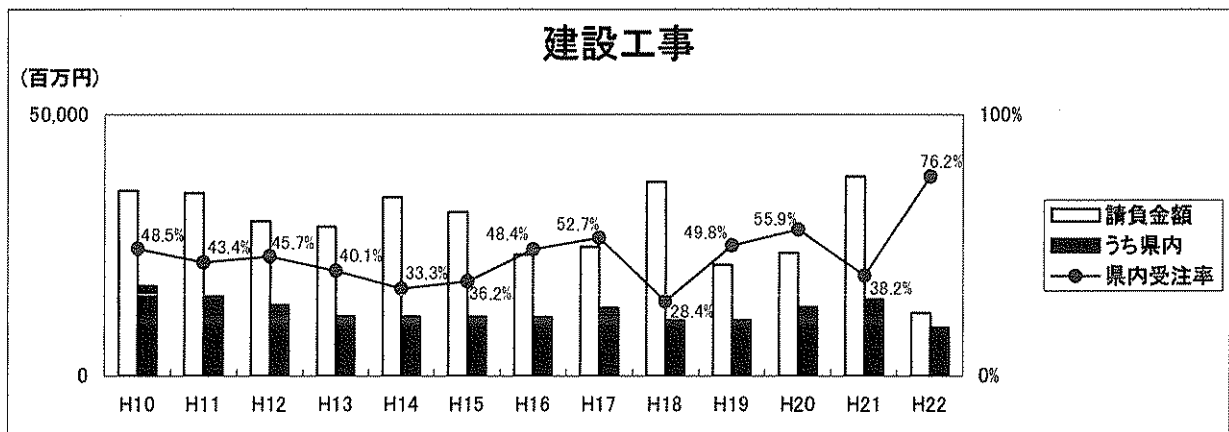
- 平成21年度～
  - ・地元企業向け工事の金額の拡大
  - ・指名基準における本店限定
  - ・地元企業活用促進型総合評価方式の試行 など
- 平成22年度～
  - ・鳥取県認定グリーン商品の積極使用 など

※これにより、近年は県内企業の受注率も上昇傾向となっている。

※今後とも、国が発注する工事等においても地元企業の受注機会の拡大が図れるよう、上記事項について格別の御配慮をお願いしたい。

### <参考>

## 直轄工事における県内企業受注状況



(「中国地方整備局入札データ」に基づき鳥取県が独自に集計したもの)

## 63 外国人観光客誘致に係る地方への配慮について

### 《提案・要望の内容》

○外国人観光客誘致に意欲的に取り組んでいる地方への支援を強化すること。

（特に（重点的に）支援強化いただきたい事業）

- ・訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）による積極的な情報発信
- ・訪日外国人旅行者の受入環境整備への積極的な支援

※当県の外国人延べ宿泊者数は、平成22年に23,470人と対前年比で約70%の伸びがあり、全国順位も3ランクアップ（46位→43位）した。

※従前の海外市場へのプロモーションは、東京、京都、北海道などの既に多くの観光客が訪れている地域の観光魅力の情報発信が中心。

※観光庁は、平成23年度から「訪日外国人旅行者の受入環境整備」に着手し、今年4月に全国23箇所の「戦略拠点（12）」及び「地方拠点（11）」を選定したが、本県から「地方拠点」に応募した中部・西部の2地域はいずれも選定を見送られたことから、本県独自の取組を行うこととしている。

### <参考>

《平成22年外国人の県内宿泊状況》（出展：「宿泊統計調査」（観光庁）（単位：人）

区 分	韓 国	中 国	台 湾	ロ シ ア	そ の 他	合 計
	(6,340)	(1,120)	(2,040)	(-)	(4,520)	(14,020)
宿泊者数	14,580	1,640	1,940	1,240	4,070	23,470
対前年比	230.0%	146.4%	95.1%	117.5%		167.4%
シェア	62.1%	7.0%	8.2%	5.3%	17.4%	100%

・上段（ ）書きは前年実績、ロシアは平成22年から新たに公表

### 《本県における訪日外国人旅行者の受入環境整備の取組》

本県が、国際的な観光地としての魅力を高め、多くの外国人観光客が訪れる国際リゾートへと発展していくため、訪日外国人客が日本の魅力と感じている「もてなし」や「サービス」などのソフト面の環境整備をモデル地区（公募）を中心に実施予定。（平成23年度6月補正予算対応）

区 分	内 容
モデル地区へのアドバイザー招致	モデル地区（2地区程度）の現状評価及び改善対策の検討・実施について助言・指導を行う専門家の招致
モデル地区への支援員配置	外国人観光客受入環境整備を自主的に実施するモデル地区へ支援員配置（1名×2地区、緊急雇用創出事業）

## 64 汽水域の湖沼における汚濁機構解明について

### 《提案・要望の内容》

○汽水域における水質改善のため、また、汚濁機構解明のため県内三大湖沼（湖山池・東郷池・中海）を研究のフィールドとして活用すること。

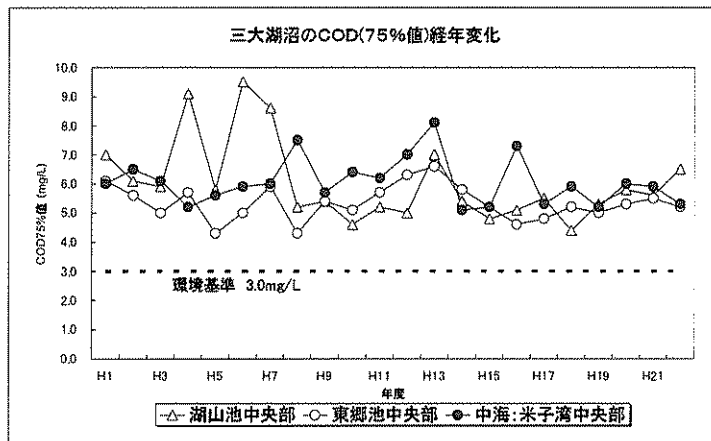
※県内三大湖沼については、公共下水道などの生活排水対策や工場等からの排水規制による汚濁負荷削減などの流入負荷削減対策、覆砂や浚渫などの湖内負荷抑制対策や環境に優しい農業の推進や森林適正管理などの非特定汚染源対策など、様々な水質浄化対策に取り組んできたが、各湖沼とも環境基準の達成には至っていない。

※さらなる水質改善を進めるためには、汽水域における汚濁機構を解明する必要がある、国（環境省）においては、平成23年度から湖沼流域水循環健全化事業で汚濁メカニズムの解明に着手している。

※県内には異なる特徴を持つ三つの湖沼があり、これらを汚濁機構解明に向けた研究のフィールドとすることで、幅広い知見が得られるものとする。

### <参考>

#### 三大湖沼の水質の推移（COD濃度）



#### 三大湖沼の塩分環境

湖沼	塩化物イオン濃度 (mg/L)
湖山池	300～1,000mg/L程度
東郷池	500～4000mg/L程度
中海	4,000～18,000mg/L程度

#### 三大湖沼の諸元

諸元	湖山池	東郷池	中海
湖面積 (km <sup>2</sup> )	6.81	4.08	92.1
貯水量 (億m <sup>3</sup> )	0.192	0.0743	5.21
平均水深 (m)	2.8	1.8	5.4
最大水深 (m)	6.5	3.6	8.4
流域面積 (km <sup>2</sup> )	38.91	48.97	595
流域人口 (千人)	22.2	9.3	161.2
滞留時間	99日	29日	0.4年
下水道普及率 (%)	58	81	55.3

(出典：全国湖沼資料集 H20.3.31現在)

## 65 廃棄物焼却施設改良事業への地方公共団体の 財政負担の軽減について

### 《提案・要望の内容》

- 廃棄物処理施設の基幹的整備の改良に係る循環型社会形成推進交付金の採択要件の緩和を行うこと。

※循環型社会形成推進交付金対象事業に平成22年度から廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業が追加され、その採択要件は、二酸化炭素の削減率20%以上の改良で、補助率は1/2となっている。

※既に最新の省エネ設備等を導入している焼却施設においては、設備改良による20%以上の二酸化炭素の削減は困難な場合がある。

(事例：米子市クリーンセンター焼却施設)

- 廃棄物処理施設の施設整備に係る予算額について、地方公共団体の要望額を確保すること。

※循環型社会形成推進交付金のH23年度新規採択事業は要望額の1/3の配分となっている。

(事例：鳥取中部ふるさと広域連合「施設整備に関する計画支援事業」)

### ＜参考＞

#### 1 平成23年度交付金内示状況について

(単位：千円)

事業主体名	事業概要	事業費	交付要望額 (A)	交付内示額 (B)	差引額 (B) - (A)
鳥取中部ふるさと広域連合	施設整備に関する計画支援	19,110	6,370	2,102	△ 4,268

#### 2 鳥取中部ふるさと広域連合の対応状況について

- 平成23年度事業については、不足分を一般財源にて補填し事業執行予定。
- 平成24年度以降の事業については、焼却施設の改修に多額の事業費(約25億6千万円)を計画していることから、要望額が引続き大幅に減額された場合、事業実施について再検討する必要性が生じる。

#### 鳥取中部ふるさと広域連合実施計画 (H24年度・H25年度)

(単位：千円)

事業概要	H24年度	H25年度	計
基幹的設備改良事業 (交付要望額)	1,025,100 (341,700)	1,537,650 (512,550)	2,562,750 (854,250)

## 66 大規模災害時等における対応能力の向上について

### 《提案・要望の内容》

- 大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備と生物テロ等に対応する装備の充実を図ること。

### <参考>

#### 1 大規模災害時の救援活動

- 大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、今般の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。



#### 2 国民保護措置の必要な事態への対応

- 世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。
- 当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。
- 日本海の対岸地域との交流が拡大する中で、特に対応が難しい生物テロ等にも備えておく必要がある。